

## 県職交渉（R3確定①）概要

- 1 日時 令和3年10月28日（木）
- 2 場所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外  
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議題 時間外勤務、両立支援、再任用職員、会計年度任用職員、失職特例条項、通勤手当

【参考】R3確定交渉① 提案内容

- 令和3年4月の公民較差に基づく給与改定は人事委員会勧告を尊重する考え方の下、国の動向を注視して参りたいと考えている。
- 両立支援の取組の推進について、人事院から国会及び内閣に対して意見の申出が行われ、国家公務員に係る育児休業についての法律改正に併せて、人事院規則の改正等により、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置が、一体的に講じられる見込みであり、公務員に係る法律改正等の今後の国の動向を注視しながら、両立支援の取組を進めていきたい。

項目	組合主張	当局回答
時間外勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過労死基準の月80時間超の職員も多いが、危機感はあるのか。</li> <li>○健康管理はできているのか。</li> <li>○勤務間インターバルについて、恒常的に時間外が多い所属や地方機関も対象とするなど検討してくれ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間外勤務を減らすことが我々としての大きな課題だ。</li> <li>○産業医面談など一定の健康管理はできていると思っている。</li> </ul>
両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両立支援の課題について、何か検討しているのか。</li> <li>○不妊治療休暇の日数拡大は検討しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族看護等休暇の更なる拡充については、引き続き何ができるか検討しているところだ。</li> <li>○本県は年6日の制度があるが、国の休暇新設における考え方を踏まえて、どうするべきかを検討中だ。</li> </ul>
再任用職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再任用職員の一時金や生活関連手当について、どういう認識か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の制度に準じており、これまでも色々なルートで国にも働きかけている。引き続き何ができるか考えていきたい。</li> </ul>
会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会計年度任用職員の期末手当について、昨年度の確定交渉以降、どう考えてきたのか。</li> <li>○休暇制度を改善していく思いはあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昨年の確定交渉以降、人事委員会と協議を重ねてきた。今回の勧告にある常勤職員の改定率を考慮したやり方になったことについては、一定の努力をした結果かと考えている。</li> <li>○引き続き議論していきたい。</li> </ul>
失職特例条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員が安心して仕事に専念できる環境を整えてくれ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の不安を取り除くことは必要であると思っているが、条例で特例を定めることはかなり重たいことであり、鋭意検討している。</li> </ul>
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税の増税により、再度持出しが生じた職員もいる。課題認識はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己負担が残る者がいることについては、引き続き課題意識を持って取り組んでいく。</li> </ul>